

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第10回総会 議事録

■日時 令和元年12月20日（金）午後3時30分～午後4時46分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池邊委員、小堀委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員、保高委員

■議事内容

1 答申

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案

⇒ 評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染及び廃棄物に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環境影響評価調査計画書	・ 国立印刷局王子工場整備事業	令和元年 11 月 29 日
2 環境影響評価書	・ 東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業	令和元年 11 月 20 日
3 事後調査報告書	・ 西品川一丁目地区再開発計画（工事の施行中その3）	令和元年 10 月 30 日
	・ 株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業（工事の施行中その2）	令和元年 11 月 14 日
	・ 杉並清掃工場建替事業（工事の完了後）	令和元年 11 月 14 日
	・ 東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業（工事の施行中その5）	令和元年 11 月 15 日
	・ (仮称) 東京港臨港道路中防内5号線、中防外5号線及び中防外3号線道路建設計画（工事の施行中その3）	令和元年 11 月 15 日
4 変 更 届	・ 西品川一丁目地区再開発計画	令和元年 10 月 30 日
	・ 都営長房団地建替事業	令和元年 10 月 30 日
	・ 株式会社村尾組五日市工場採石拡張事業	令和元年 11 月 14 日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第10回総会
速 記 録

令和元年12月20日（金）

都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

(午後 3 時 30 分開会)

○森本アセスメント担当課長 お疲れさまです。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 12 名の御出席をいただいております。定足数を満たしております。

それでは、令和元年度第 10 回総会の開催をお願いいたします。本日は、傍聴の申し出がございましたので、よろしくをお願いいたします。

○柳会長 会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がいますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴希望案件が終了次第、退室されて結構です。

それでは、ただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 10 回総会を開催します。

それでは、本日の会議は、次第にありますように、答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

それでは、最初ですが、「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案の答申に係る審議を行います。

この案件につきましては第二部会で審議していただきましたので、その結果について、坂本第二部会長から報告を受けることといたします。

それでは、坂本部会長よろしくをお願いいたします。

○坂本第二部会長 それでは、資料 1 をご覧ください。

初めに、部会で取りまとめました答申案文について、事務局から朗読してください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。朗読いたします。

令和元年 12 月 20 日

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎 殿

東京都環境影響評価審議会

第二部会長 坂 本 慎 一

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

このことについて、当部会において調査、審議した結果は別紙のとおりです。

別紙については4ページをお願いいたします。

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について

第1 審議経過

本審議会では、令和元年5月29日に「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

付表について次の5ページにございます。4ページに戻ってください。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは 1dB 以下としているが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底すること。

以上でございます。

○坂本第二部会長 それでは、審議の経過について御報告いたします。

本評価書案は、令和元年5月29日に当審議会に諮問され、第二部会に付託されました。

それ以降、現地調査及び部会における3回の審議を行い、ただいま朗読いたしましたような答申案文として取りまとめることといたしました。

この間、本評価書案に対しまして、都民から1件の意見書の提出がありました。

また、関係区長である中央区長及び千代田区長から意見が提出されております。

この意見に対しましては、見解書におきまして事業者の見解が示されております。

また、都民の意見を聴く会では、1名の方から公述がありました。

本件の審議に当たりましては、これらの内容を踏まえつつ審議いたしました結果、本評価書案における現況調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められますが、環境影響評価書の作成に当たりましては、関係住民が一層理解しやすいものとなるように努めるとともに、ここに指摘する事項に留意するよう求めることといたしました。

次に、指摘の内容について御説明いたします。

本事業は、東京都中央区八重洲一丁目に高層建築物の複合施設を整備するものであり、対象事業の種類は高層建築物の新築でございます。

次に、答申案の内容について御説明いたします。

まず、大気汚染の意見ですが、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、最大着地濃度地点では、本事業による寄与率が高い上に二酸化窒素については環境基準も超えていることから、環境保全のための措置を徹底することを求めるものでございます。

次に、騒音・振動の意見ですが、工事用車両の走行に伴う道路交通騒音について、増加レベルは1dB以下であるとしていますが、現況において環境基準を超えている地点もあることから、工事用車両台数の削減を図るなどの環境保全のための措置を徹底することを求めるも

のでございます。

以上で私からの報告を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について、何か御意見等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。寺島委員どうぞ。

○寺島委員 個別審議のときにでも申し上げたかと思うのですがけれども、念のためにもう一回最後をお願いしたいのですがけれども。

埋蔵文化財について、埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、工事の施行中に埋蔵文化財を確認した場合には云々と書いてあるのでございますけれども、実際には施工前から地元の教育委員会等々とよく連絡をとって、どういうふうにしたらいいかという指導も受けながらやっていただきたい。どうも文言だけを見ますと、極端に言えば教育委員会に連絡はとらずにやって、万一見つかった場合には連絡するというふうにとれかねませんので、その辺十分注意して工事にかかっていたいただきたい。お願いでございます。以上です。

○柳会長 それでは、その点につきましては、事務局から事業者へ十分伝えていただくようお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特にほかに御発言がないようですので、ただいまの報告をもちまして審議会の答申としたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 それでは、そのようにさせていただきます。

答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。読み上げさせていただきます。

31 東環審第 46 号

令和元年 12 月 20 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「八重洲一丁目北地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について (答申)

令和元年5月29日付31環総政第425号（諮問第496号）で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほどの答申案と変わりはありません。

以上でございます。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま朗読しましたとおり知事に答申することいたします。

それでは、次に続きまして、受理関係について事務局から報告をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、こちら6ページをお願いいたします。

受理関係について御報告いたします。環境影響評価調査計画書が1件、環境影響評価書が1件、事後調査報告書が5件、変更届3件を受理してございます。

○柳会長 それでは、「国立印刷局王子工場整備事業」環境影響調査計画書の概要につきまして、事業者から説明を受けることといたします。おそれ入りますが、事業者の方は席の移動をお願いいたします。

準備ができましたら、説明をお願いいたします。

○事業者 それでは、環境評価調査計画書「国立印刷局王子工場整備事業」について説明します。

お手元の水色の冊子でございます。まず1ページをご覧ください。

事業者は、独立行政法人国立印刷局です。対象事業の種類は工場の設置でございます。対象事業の内容の概略は表の3-1です。所在地は、現在王子工場が稼働している東京都北区王子一丁目です。計画地の面積は、北区に譲渡する予定の敷地を含み約4万7,800㎡で、将来の敷地は約3万3,800㎡となります。

本事業は工場の一部を建築物の建て替えにより更新しまして、譲渡する予定の敷地に存在する建築物の解体も行うものです。

2ページをご覧ください。事業の目的です。本事業は王子工場の敷地の一部の譲渡を目的とした協定書を平成29年に北区と締結したことを踏まえまして、譲渡後の敷地に工場機能を集約するため、一部の建築物を建て替えにより更新し、さらには譲渡予定の敷地に存在する建築物等の解体を行い、敷地の再整備を図ることを目的としています。また、北区への敷地の譲渡は、将来の北区新庁舎の建設等に寄与し、良好な都市環境の創出に貢献するものと

考えております。

5 ページにお進みください。現在の王子工場施設配置図です。解体範囲を斜線で示してございます。

続いて、7 ページをご覧ください。土地利用計画図です。計画地の西側が北区への譲渡予定の敷地、東側が将来の工場の敷地となります。将来の工場の敷地には、計画建築物として、事業棟Ⅰ・Ⅱ、駐車場、緑地・構内道路などを整備する計画です。その他、主な建築物や施設などは残置して利用する計画です。なお、敷地の周囲の状況ですが、南側ですとか、東側は高速道路の高架があります。北側も明治通りなどの幹線道路となっていますが、幹線道路と敷地間の新正門の両脇、このあたりにマンションが立地しているという状況でございます。また、事業棟Ⅰ・Ⅱの高さは28m～31mを予定しておりますが、現在稼働している工場の加工棟という建物の高さは26mですので、若干高くなるという状況となります。

続いて8 ページをご覧ください。工場計画です。計画建築物には、解体予定の建築物の機能を集約し、印刷関連の設備も更新する計画です。製造量は従来と同程度計画しています。製造工程は図に示すように、他の工場や工場敷地内の既設の建築物での工程を受けまして、計画建築物での工程になります。事業棟Ⅰでは、グラビア印刷の工程があります。図の下に※で記載しておりますが、グラビア印刷は従来どおり、約95%が水性インキを使用する計画です。また、グラビア印刷の乾燥施設ですが、現状の施設と同様に「大気汚染防止法」で定める揮発性有機化合物の排出施設の規模要件に該当しないものを選定し、設置台数は現状と同程度以下とする計画です。

9 ページをご覧ください。建築計画の概要は、表4.2-3に示すとおりです。表の左の太線で囲んだ範囲が計画建築物で、建築面積の合計は約4,800 m²、延床面積の合計は約1万9,200 m²、建物の最高高さは事業棟Ⅰが約31m、事業棟Ⅱが約28mであり、残置する建築物の最高高さは32mですので、同程度をやや下回る計画となります。地下の掘削深さは約3mでありまして、残置する建築物の最大深さである7.6mよりも浅くなる計画です。残置する建築物を合わせた建築物の建築面積の合計は約1万1,700 m²、延床面積の合計は約4万5,900 m²です。

11 ページにお進みください。駐車場計画です。将来の工場敷地全体で約150台を確保する計画です。

熱源は計画建築物では、電気を主な熱源とする計画であり、ガスを使用する設備は設置しない計画です。

給排水衛生計画については、12 ページのフロー図をご覧ください。

新規の計画を太いラインで、既設の部分を細いラインで示しております。計画建築物への給水については上水と雨水を計画しております。中ほどの灰色のハッチのかかった電気メッキ槽が水質汚濁防止法や下水道法の特定施設に該当しますが、残置する既設の建築物内に存在しております。計画建築物には、水質汚濁防止法で定める特定施設は設置しない計画です。工場排水は、既設の排水処理施設で処理した後、公共下水道へ、食堂・厨房からの排水は油水分離槽で油分を除去した上で公共下水道へ放流する計画です。

13 ページをご覧ください。水循環については、5 行目以降に記載しておりますが、現状と同様に、地下水の揚水は行わない計画です。

空調関係については、使用状況や人員の密度に配慮したゾーニングを行い、空調機器を配置する計画です。また、印刷関連施設では、局所排気を行いますが、その排気口の位置については、計画地周辺への影響に配慮して計画します。

設備配置についてです。計画建築物内において製造設備などを設置する部屋については、主要な壁を遮音性の高いコンクリート製とするとともに、壁や天井の仕上材は吸音性の高い仕様とします。また、開口部については遮音・防音仕様の建具を使用する計画です。また、各機器において、振動による影響が懸念されるものについては、防振架台の採用等を検討し、振動の低減を図る計画です。計画建築物の屋上に配置する空調・換気設備等は騒音等の発生の少ない機器を選定し、設備の周囲には防音壁を設ける計画です。

14 ページをご覧ください。緑化計画については「工場立地法」、「東京における自然の保護と回復に関する条例」、「東京北区みどりの条例」などに基づいて工場外周の一部の緑化、屋上緑化を行う計画です。

廃棄物処理については、下から 2 行目以降に記載していますが、王子工場としての製造量はこれまでと同程度計画していることから、従来どおりの発生量を見込んでいます。

15 ページをご覧ください。関連車両の走行ルート図でございます。車両の出入口は現状の出入口の 1 カ所を引き続き使用します。なお、工事の完了後は、敷地内に車だまりを設け、周辺の交通量に影響を与えないよう配慮する計画です。

入場ルート、出場のルートは従来どおりとなります。

関連車両の台数については、14 ページの下から 5 行目以降に記載していますが、従来どおりの台数を見込んでいます。なお、現状の稼働日における関連車両台数は 1 日当たりの入場台数で平均 26 台、繁忙期で最大 50 台となっております。

17 ページへお進みください。工事工程について御説明します。令和 4 年度に着工し、計画建築物の竣工は令和 8 年度、工事の完了は令和 12 年度を予定しています。

工事の順序としては、1 期工事としてまず、既存の加工棟の解体工事を行い、その跡地に事業棟ⅠとⅡを建設し、機能を移転します。2 期工事では、印刷棟及び譲渡予定の敷地内の建築物等の解体を行います。あわせて、その他の構内整備として駐車場や緑地、構内道路などの工事を行う計画です。

工事時間は、原則として午前 8 時から午後 6 時まで、日曜日は工事を行わない計画です。

20 ページにお進みください。施工方法の本文に記載しているとおり、基礎工事の山留としては、止水工法である鋼矢板工法を採用し、掘削深さは約 3m を予定しています。基礎杭は深さ約 25m の現場造成杭を予定しています。

工事用車両ルートについては 1 ページ戻って、18 ページ、19 ページをご覧ください。1 期工事と 2 期工事の主要な走行ルートは共通となります。工事用車両の出入口の位置は現状で関連車両の出入口として使用している 2 か所を計画しています。また、工事中は、敷地内に車だまりを設け周辺の交通量に影響を与えないよう配慮する計画です。

20 ページへお戻りください。建設廃棄物についてです。アスベストについては、下から 6 行目以降に記載していますが、既存建物の解体前に調査を行い、使用が確認された場合は飛散防止措置のもと、適正に処理を行います。また、PCB 廃棄物については全て処分を完了しております。

21 ページでございます。土壤汚染調査に関しては、4 行目に記載していますが、1 期工事の敷地については、概況調査として表土の調査を実施済みでございます。調査の結果、六価クロム、砒素、ふっ素、鉛について土壤溶出量基準値、または土壤含有基準値を上回る区画が確認されていることから、今後、詳細調査を実施した上で土壤汚染の処理を行う計画です。

2 期工事の敷地についても、工事の進捗に合わせて調査を実施する計画です。調査結果及び土壤汚染の処理の計画、実施状況については、今後の環境影響評価の手続の中で順次御報告します。

以上が事業の概要となります。

ここで少し地域の特性を御説明します。33 ページをご覧ください。土地利用現況図でございますが、計画地は専用工事の青色となっておりますが、南西側に緑ですとかオレンジ色の住宅が広がっております。ただし、南西側には高速道路の高架があるという状況です。先ほど御説明した北西側の明治通りと専用工場の隙間にオレンジ色の集合住宅がありますが、

こちらにマンションが立地しているという特性がございます。

続いて 35 ページをご覧ください。用途地域図でございます。計画地は、準工業地域と一部沿道沿いが商業地域となっております。日影規制は、緑色の斜線があるエリアとなりますが、北側には日影規制のかかっていない地域となっております。

続いて 40 ページをご覧ください。公園等の配置図でございます。計画地の南西側、JR のラインが通っていますが、2 番が飛鳥山公園、その北側 13 番が名主の滝公園という少し大規模な公園が広がっているという状況でございます。

続いて 77 ページをご覧ください。こちらは地形分類でございますが、計画地の周囲は大きく分けて JR 線の西側が台地状になっていまして、計画地にある東側は低地が広がっているという状況でございます。1 ページをめくっていただいて、78 ページをご覧くださいと断面図にて確認できます。

続いて、94 ページをご覧ください。こちらは計画地周辺のウォーキングコースと指定されているルートになります。中心としては JR の西側、先ほどお伝えした飛鳥山公園ですとか、名主の滝公園をスポットとするウォーキングコースが指定されているという状況です。

それでは、100 ページまでお進みください。環境影響評価の項目でございます。

表 7-1 の○をつけたところが今回選定した項目です。選定した項目は大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、日影、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガスの 8 項目となります。今回の特性として一部更新という特徴を踏まえて選定したものとしては、製造量や関連車両台数が変わらないということから関連車両走行による大気汚染や騒音・振動の選定を行っておりません。また、現在の加工棟の部分に事業棟 I と II が建ちますが、建物の高さが 5m 程度高くなるという状況を踏まえまして、日影、電波障害、景観という項目を選んでいるという状況です。

それでは、101 ページでございますが、選定した項目とその理由を示しております。一部予測しない対象がありますので御説明します。

大気汚染については、中ほどの下に記載しておりますが、工事完了後の関連車両の走行による影響については従来どおりの製造量、発生量を見込んでいること、計画地周辺の交通量と比較した関連車両の割合も 0.4%~0.8% と低いことから予測の対象としないこととしました。また、施設の稼働に伴う影響については、印刷工程で発生する揮発性有機化合物の影響が考えられますが、計画建築物で行うグラビア印刷のインキの約 95% が水性インキの計画であること。また、グラビア印刷の乾燥施設は、「大気汚染防止法」で定める揮発性有機

化合物の排出施設規模要件に該当しないものを選定すること。その設置台数は、現状と同程度以下とすることから予測しないこととしました。熱源施設の排出ガスに伴う影響については、計画建築物の排出ガスを発生する熱源施設は計画がないことから予測しないこととしました。

102 ページへお進みください。騒音・振動については、工事完了後の4行目に記載していますが、低周波音の影響については計画建築物の屋外に冷却塔などの低周波音の発生源となるような機器を設置する計画はないことから予測しないこととしました。また、関連車両の影響についても、大気汚染の同様の理由で予測しないこととしました。

土壌汚染については下から3行目以降に記載していますが、工事完了後の影響については計画建築物では土壌汚染の原因となり得る特定有害物質などを使用しないことから、予測しないこととしました。

103 ページです。中ほど、景観については下から2行目以降に記載していますが、本事業で新築する建築物は、敷地境界からセットバックさせ、最高高さは約31mを計画していることから「圧迫感の変化の程度」は予測しないこととしました。

廃棄物については、下から3行目以降に記載していますが、工事完了後の廃棄物については、従来どおりの発生量を見込んでいることから、予測はしないこととしました。

105 ページまでお進みください。選定しなかった項目とその理由を示しております。悪臭については、工事の施行中において悪臭を発生させるような工事は行わず、完了後においては、大気汚染の揮発性有機化合物の影響と同様の理由に加えまして、排出口は敷地境界との距離を十分確保する計画であることから、計画地周辺に影響及ぼすおそれは少ないと考え、選定しないこととしました。

水質汚濁です。工事の施工中における掘削工事は、山留壁を止水工法である鋼矢板工法とした上で、釜場工法により排出しますが、その釜場にはフィルターを設け、濁水防止を図るとともに、適正に処理して下水排除基準を満たした上で公共下水道に放流します。また、完了後においては、計画建築物では「水質汚濁防止法」に定める有害物質等は使用せず、発生する汚水や雨水は「下水道法」に基づき、公共下水道を放流する計画ですので、選定しないこととしました。

地盤についてです。掘削深さは約3mで大規模な地下工事は行わず、強度と止水性に優れた鋼矢板工法により山留壁を構築して背面の地盤の変形や、地下水位の低下を防止する計画です。また、工事の完了後において地下水の揚水は行わない計画であることから、地盤沈下、

地盤変形の影響を及ぼす要因はないと考えまして、選定しないこととしました。

地形・地質については、計画地周辺に特異な地形・地質は存在せず、平坦な地形でありますので、斜面等の安定性に及ぼす要因はないと考え、選定しないこととしました。

106 ページです。水循環についてですが、工事の施行中については地盤で御説明したとおり、山留壁の構築により地下水位の低下を図る防止をする計画です。また、計画建築物の地下躯体の深さは残置する建築物の地下躯体の最大深さよりも浅く、計画建築物の基礎杭の深さは残置する建築物の基礎杭の深さと同様です。このため地下躯体及び基礎杭の範囲は局所的となり、地下水流動による影響を及ぼすおそれは少ないと考えております。また、工事の完了後については地下水の揚水は行わない計画です。以上より、水循環に影響を及ぼすおそれは少ないと考え、選定しないこととしました。

生物・生態系については、計画地は既存工場となっております、周辺は既成市街地です。計画地の南側は石神井川であり、周辺には飛鳥山公園などの公園・緑地も存在しますが、本事業の実施による改変は行わず、計画地とは JR 線や幹線道路等によって分断されており連続的な緑地空間ではございません。また、計画地は現状で工場として利用されており、工事の完了後も工場として利用されることから、本事業の実施により影響を及ぼすおそれは少ないと考え、選定しないこととしました。

風環境については、計画建築物の最高高さは約 31mを計画しており、計画地の周辺は、高架の首都高速道路や中高層建築物を主体とする既成市街地であることから、選定しないこととしました。

史跡・文化財については、計画地は明治9年から既存工場として利用されており、史跡・文化財や周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、周辺においても本事業によって影響を受けるような史跡・文化財等は存在しないため選定しないこととしました。

なお、工事中において埋蔵文化財等が発見された場合には、「文化財保護法」に基づいて適切に対応してまいります。

自然との触れ合い活動の場については、生物・生態系と同様の理由により、計画地周辺の触れ合い活動の場が持つ機能が損なわれることはないと考えております。また、工事用車両や関連車両の走行ルートとなる道路は、ガードレールやマウントアップによる歩道と車道が分離されており、かつ、関連車両の走行ルートとして現状でも触れ合い活動の場へのアクセスに影響を及ぼしていないと考えられることから、工事の施行中や完了後に触れ合い活動へのアクセスに影響を及ぼすおそれは少ないと考え、選定しないこととしました。

説明は以上です。ありがとうございました。

○柳会長 ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして御質問等がございますでしょうか。

最初に私のほうから1点よろしいでしょうか。ここは、解体後は敷地を北区に譲渡されるということが目的の中に書かれておりますけれども、北区の新庁舎の建設事業というのは、この事業の工事の間に新たに工事に着手されるのかどうかということ。そうすると、複合的な影響も今の時点である程度想定しながら調査をやっていただいたほうがよろしいかというようなこともあるのですけれども、その見通しというのはどのような形に今なっているのでしょうか。

○事業者 この事業が終了してから北区のほうに譲渡するようになっておりますので、同じタイミングでの北区のほうの工事ということは想定していないというか、やる予定は立っておりません。

○柳会長 令和4年から8年間かかって工事等に着手すると、その後ということなのですね。

○事業者 そのとおりです。

○柳会長 そうですか。わかりました。森川委員、どうぞ。

○森川委員 施設の稼働後の話なのですが、印刷機のほうで大気汚染防止法にかからない設備を導入しますよというようなことが書いてあって、それだけ聞くとそういう設備ではないので、特段な措置というか、後処理とかそういうのをしなくてもいいみたいな聞こえ方になってしまうのですけれども、今、東京都とかほかのところでもそうだと思うのですけれども、VOC というのがどうしても光化学オキシダントとか PM2.5 の影響を及ぼす原因物質の1つということで、また発生源もさまざまにあって、東京都は特に中小の小さい会社などにも指導したり相談にのったりとかされている状況の中で、それなりの設備の大きさがあって、大丈夫ですよ、水性インクを使いますよというようなことが書いてあるのですけれども、そちらについてはアセスの要件から外されていますが、何か対策とか環境を守ろうとか、そういった方面の考えはあるのでしょうか。

○事業者 それは今のVOCの関係でということでしょうか。

○森川委員 はい。参考になさった資料の中にもそういうものがないのかなと思って、少し考えてみられたほうがいいのかなどと思いながら拝見していたのですけれども。

○事業者 排気口が印刷棟という建物、今ある現状の話なのですが、屋上に排気口がござい

まして、そこにおける VOC 濃度は 162ppmC ということで、数値的に大きくなかったということもありましたので、その辺のところを踏まえて対応したということです。すみません、答えになっているかどうか。現状はそのような状況でありますので特段の対策はとってはいないところでございます。

○森川委員 これから審議などやっていくわけですね。今の状況はわかりました。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

保高委員、どうぞ。

○保高委員 土壤汚染に関してなのですが、71 ページあたりで土壤汚染が既に確認されているというふうに書かれているのですが、これは土壤汚染対策法にかかって要措置区域になると工事がかなり大変になってしまうと思うのですが、これはもう法に基づいてやった調査なのかどうかということと、もしくは都条例に基づいてやった調査なのか実質調査なのかというところが1点。

あとは、北区は結構土壤汚染があつて、以前、東京都もかなりあつたのですが、そういったところで住民の方はかなり土壤汚染に関して気にされる場所があると思うのですが、こういった土壤汚染があるということに関して既にもう住民の方にお伝えしているのかどうか。

以上、2点お教えいただければと思います。

○事業者 こちらの調査につきましては、概況調査ということで条例に基づいた調査ということで進めておるところです。

この状況についての近隣への説明についてはこれからということで進めていきたいと思っております。

○保高委員 土壤汚染対策法の対象外だったという整理でいいですか。土壤汚染対策法の対象外で都条例の環境確保条例に該当したという整理でよろしいのですかね。

○事業者 先ほど説明したとおり、状況調査の中で概況をやつていまして、土壤汚染対策法に基づく調査をしているという状況ですので、途中という状況でございます。詳細調査までまだ行ってない。

○保高委員 土壤汚染対策法では、土壤汚染対策法に該当すれば地歴調査をして土壤汚染の状況調査をした時点で区域指定がなされるはず。詳細調査の前に区域指定がなされるはずなので、土壤汚染対策法がついていれば既に区域指定をされているような状況かと思うのですが、後でもいいので、都条例に基づいているのか土壤汚染対策法なのかということと、それにのっつてやっている調査なのかどうか。

○事業者 実際、それにのっとってやっていますが、まだ概況調査の状況でございまして、詳細調査はやっていないのです。

○保高委員 概況調査の結果は通常、その時点で。

○事業者 概況調査の結果については、都のほうに報告しております。

○保高委員 ということで、都のほうは区域指定しないということは、これは法対象ではなく条例対象という理解でいいのですかね。

○事業者 そうですね。北区のほうに調査の状況についても報告する予定にしております。

○保高委員 まだ正式な報告は出ていない。

○事業者 都のほうにはセグメントを報告している状況です。

○保高委員 報告書も出された。

○事業者 報告書というところは、途中ですので、地歴調査については報告書は出していますが。

○保高委員 わかりました。いずれにせよ、どの条例に基づいて、もしくは法なのか条例なのかというようなことを適切に書いていただければと思います。

○事業者 わかりました。

○保高委員 ありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。それでは齋藤委員、どうぞ。

○齋藤第一部長 今回の土壌汚染についてお尋ねしたいのですが、1期工事の敷地という話のようなのですが、1期工事の場所も2つあるのですが、恐らく加工棟のほうの話と事業棟のほうの話ではないのか。これは同じ場所？加工棟を解体して事業棟にする、そこで出ているということですね。

○事業者 はい。

○齋藤第一部長 すみません、失礼しました。

それで、これがどこから出てきたというふうに考えられるのか。今回、準備棟のほうは手をつけられないということだと思うのですが、そちらのほうとの関連はありそうなのかどうか。そこら辺はいかがなのでしょう。

○事業者 今出てきたということで申し上げますと、加工棟の周辺、加工棟の敷地のところから出てきておまして、今あった六価クロムとかその辺の話なのですが、準備棟のほうについては一部そういうものもあるのですが、ただ、加工棟のところでのこのような薬剤とかの使用については地歴の調査の中では不明であるという表現でしかなかったものがありまして、

明確には出てきていないところが現状でございます。

○齋藤第一部長 先ほどの話で、今回の事業の中では事業実施後、今回の土壌汚染に関連するようなものは使わないということで、供用後は対象になっていないのですが、現存の施設の中で排出にかかわるものがあり得るのかどうか、そこら辺を確認したいということなのです。

○事業者 今、既存施設については、お話があったように、準備棟のところで特定有害物質となるものの使用については認められます。これについてはメッキ作業等をやります関係上で、その辺の対応というか、薬剤を使うということがあります。ですので、計画建築物のほうでは扱いませんけれども、既存では使うということでございます。

○齋藤第一部長 はい、わかりました。

あともう 1 点、話が変わるのですが、水のほうで話を聞きたいのですが、12 ページに排水系統計画図がございます。勉強のためもありまして少し聞きたいのですが、この中で緩和槽というのがあると思うのですが、その緩和槽の役割を教えてくださいませんか。— おわかりにならないようだったら、また後日で結構です。

この排水系統の図によりますと、事業棟のⅡというものがつくられた後で、手すきの作業があって、紙料カスが出てきて、それから緩和槽という流れが出てくるのですが、紙料カスというものがどういうものなのか。それを緩和槽に入れて下水道に流すという話だと思うのですが、これはどういうものなのか。

○事業者 緩和槽というのはあれだったのですが、手すきの紙料を一部流しますけれども、それを一旦緩和槽の中で沈殿させた形で、それで上澄みのところを公共下水道のほうに流すような形をとるということでございます。

○齋藤第一部長 現状はもうインキの排水処理装置から、今、緩和槽というものがあって、それが直接公共下水道に出ているところに、新しく事業棟のⅡというものがあって、その緩和槽に入れるということですね。そこからの水を。

○事業者 そうですね。この緩和槽につきましては、既存の緩和槽になりますので、おっしゃるとおり、紙料カスについては既存の緩和槽のところで沈殿させて、上澄みのほうのきれいな、きれいというか、紙料カスが出ていない水を公共下水道に流すということです。

○齋藤第一部長 水の量の比率、緩和槽がそもそもどういう目的でここに、インキの排水処理装置から出てきた水をためるようになっているのかというところが少し気にはなっているのですが、その水の量と紙料カスのほうから出てくる水の量との比みたいなものは今お

わかりになりますか。わからないですか。ではまた後日に。細かい話ですので。どうもありがとうございます。

○柳会長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、概要説明についてはこれで終わらせていただきます。事業者の皆様、どうもありがとうございました。

それでは、その他の受理報告につきまして説明をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、その他の受理報告につきまして説明させていただきます。タブレットの7ページをお願いします。

「東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業」の評価書案審査意見書と評価書との関連について説明します。

本件は、知事の評価書案審査意見書を本年5月に事業者に送付した案件で、騒音・振動については3点、廃棄物については1点、それぞれ意見が付された案件でございます。説明に当たっては、お手元のよもぎ色の評価書の冊子とあわせて説明させていただきます。

最初に騒音・振動について説明します。

1 点目の、「本事業は工事が長期間にわたる上、予測結果が勧告基準と同値またはわずかに下回る工種があること。また、夜間にも工事が実施されることから、周辺住民に対して工事内容を十分に説明するとともに、環境保全のための措置を徹底し、騒音・振動の影響を低減するよう努めること」という意見に対しましては、お手元の評価書の102ページをお願いします。102ページの環境保全のための措置の(1)工事の施行中の予測に反映しなかった措置の下から4つ目、夜間工事の実施に当たっては、工事用仮囲いに作業予定を掲示する等、地域への情報提供に努めるということを追記してございます。

2 点目の「仮線区間の列車の走行に伴う鉄道振動について、予測結果が現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道振動の一層の低減に努めること」という意見に対しましては、同じく102ページの環境保全のための措置の(1)工事の施行中の予測に反映しなかった措置の下から2つ目、「新たに仮線を敷設する箇所においては、地盤の耐力を確認し、必要により地盤改良や締固め等の対策を実施する」ことを追記してございます。

3 点目の「工事の完了後の列車の走行に伴う鉄道騒音について、高さ方向の予測結果が一部現況値を上回ることから、環境保全のための措置を徹底し、鉄道騒音の一層の低減に努めること」という意見に対しましては、このページの(2)の工事の完了後の予測に反映しなかった措置の一番下、「現場の状況に応じて、レールの重量化や最新技術の導入等を検討す

るなど、鉄道騒音の低減に努める」ということを追記してございます。

続きまして、廃棄物について説明します。廃棄物の審査意見は、「既存構造物の解体撤去及び建設工事に伴い、プラスチック、ガラス、ケーブル、建設混合廃棄物等の発生も考えられるとしているが、その排出量等が示されていないことから、これらの廃棄物についても、排出量、再利用・再資源化率等を予測・評価すること」というものでございます。これについては、評価書の 162 ページ、165 ページ、資料編の 122 ページから 123 ページにかけて、既存構造物の解体撤去に伴い発生する廃プラスチック、金属くず、建設混合廃棄物の排出量、再資源化率を算出し、予測評価の見直しを行っております。

7 ページの説明については以上でございます。

○宮田アセスメント担当課長 続きまして、助言事項について説明します。お手元資料の 6 ページに受理報告がございしますが、まずは、先月ありました受理報告について報告させていただきたいと思えます。

8 ページ及び 9 ページに、11 月の受理報告の一覧表を取りまとめてございます。11 月は 2 つの事業に合わせて 5 件の助言事項がありました。事業者から回答がありましたので、報告します。

まず、8 ページ、変更届、事業名：白金一丁目東部北地区第一種市街地再開発事業についてでございます。

1 つ目の助言事項は、「工事中の騒音・振動が大きくなるようですし、工期の延長によって地域環境に影響を及ぼす期間も長くなります。これまで以上に、地域環境への配慮を心がけてください」と。これに対しまして、事業者の回答ですが、「工事期間にわたって、環境保全のための措置を徹底し、苦情を受けた場合には適切な対応を行うとともに、環境への負荷を更に低減できるよう、電動式の最新の機械導入等に努めてまいります」という回答でございました。

2 つ目です。「今回の変更は最初の変更では反映できない内容だったのでしょうか」と。これについて事業者からは、「第 1 回の変更では、計画建物の形状等の事業計画の変更を届け出ています。この段階では、既存建物の移転や事業継続の計画が具体的に決まっておらず、第 1 回変更届で記載できませんでした」という回答をいただいております。

続いて、変更届、事業名：東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業についてです。最初に騒音・振動の助言事項の 1 です。「工期の延長によって地域環境に影響を及ぼす期間が長くなります。常に地域環境への配慮を心がけてください」と。これに対する事業者の回

答は、「これまで同様に、地域環境への影響を低減するよう、配慮してまいります」というものです。

続いて、廃棄物です。2の助言事項として、「事後調査はその4まで提出されているようですが、変更届が後追いになっているように感じます」と。これに対する事業者の回答は、「鋼矢板の存在につきましては、工事の施行中その4を提出いたしました直後の平成29年12月に確認され、平成30年1月にプレス発表しております。委員の御指摘につきましては、今後の図書作成の参考とさせていただきます」ということで、今後は誤解等を与えないように対応していくということでございます。

廃棄物の2つ目、助言事項として、「発生量の見直しを行っていただいておりますが、評価書では再資源化率もセットで検討していると思われまので、併せて記載したほうがよいのではないのでしょうか」と。これに対しまして事業者の回答は、「変更届の再予測結果で再資源化率の数値を示していないのは、評価書の予測結果で示していないことに倣ったためですが、アスファルト・コンクリート塊及び鋼矢板については、再資源化率を99%以上と予測しております。再資源化率の実績については、これまでと同様に、事後調査の報告において示してまいります」という回答をいただきました。

以上、11月分につきまして報告をさせていただきます。

続きまして、今月受理報告したものに對します助言事項となります。こちらにつきましては、10ページから12ページでまとめてございます。

12月については、事後報告では、5つの事業に合計12件、変更届では2つの事業にそれぞれ1件ずつ、2件の助言事項がございました。10ページ、11ページ、12ページにわたりまして助言事項をいただいております。

事務局からの説明は以上となります。

○柳会長 それでは、本日御出席の宮越委員と森川委員に補足のコメントがあればお願いしたいと思います。最初に宮越委員からお願いします。

○宮越委員 西品川一丁目地区再開発計画の事後調査報告書についてなのですが、まず、地盤と水循環という2つの項目について意見を上げさせていただきました。

まず、地盤についてなのですが、事後調査報告書の18ページから20ページに記載されているのですが、観測点のNo.3とNo.4は、平成29年8月に実施された工事でなくなった。その後、新しく設置したと書いてあります。すみません、平成28年8月と書いたのは間違いで、平成29年8月です。

その際に、実際は累積変動量を終えていないと考えられますが、この報告書の中では先月に倣って 0.00 という値を使っていて、根拠の説明が足りないのかなと考えました。これについて書いたものです。

また、2 つ目としまして、新しく設置した観測点なのですが、もとの観測点と地盤がかなり違いますので、その妥当性についても、もっと丁寧に書いていただいたほうがいいのではないかと考えました。

水循環についてなのですが、観測用の井戸が途中でなくなってしまったと。それで新しくまた設置して観測を開始したと書いてあります。ですから、同じ地点でも違う井戸で観測した値なので、グラフや値などはきちんとそれがわかるように書いていただくべきだということと、あと、今後の再発防止ということで意見として上げさせていただきました。今後、工事終了後、事後調査報告書をまた報告いただけると聞いていますので、その際に、きちんと反映いただけたらと考えています。

以上です。

○柳会長 それでは、森川委員、お願いいたします。

○森川委員 最初の村尾組のところは特に助言というわけではなくて、適切な対応がとれているのかなという確認ですので、ここはよろしいかと思います。

次の東武伊勢崎線のところですが、苦情が多いなと思うところと、対応の結果のところ「御理解いただいた」という記述が多くて、ここは高架化において多くの方が高架化を多分望んでおられるところなのかなと思っておりまして、事故などもあったところですので、我慢していないだろうかというところがちょっと気になったので、その後のフォローなどが適切にされているのかなと疑問に思いまして書かせていただきました。

次の案件は、東京港臨港道路中防のところですが、ここは普通の陸上ではなくて島というところなので、ふだんはやらないような事後調査もされていまして、特に船舶の影響とか、あと二酸化硫黄も出てきますので、そこら辺のところもきっちりやられているなということを確認しましたのでコメントをさせていただきました。

次のページで、都営長房団地の建替事業なのですが、資料の中で 4 ページと 5 ページに、どのように変わるかという地図が載っているのですね。変更前のところと変更後、どうしますよというところで、変更後のほうに八王子市長房地区まちづくりプロジェクトになりますよということ書かれているのですが、変更前のときにも※になっていて、ここは今後の具体的な事業計画は未定ですけれども、決まったら何か考えますみたいなのが書いてあ

たのですが、今回それが別のプロジェクトのものになってしまうのですよというところを外れて、ではそれはそのまま事後調査とかそういったところから外れてしまっているのでしょうかというところが、助言ではなくて質問を書かせていただきました。

最後、もう一回、村尾組の事業なのですが、こちらも変更届が出ているのですが、随分タイミングが昔のことなのかなと思ひまして、具体的には計画がかなり先送りになったことが書いてあるのですが、その先送りにするところを8年ぐらい延長してやっていたのですが、今のタイミングでこれが出てきたのはどうしてかなと思ひまして、その8年間延長せざるを得なくなった時点で出すべきものだったのではないのですかという、こちらも、それまで何もそういう申請とかアナウンスとかなくてよかったのかなというのは気になりまして、記載をしました。いずれも、助言ということではなくて、コメントに近いものなのですが、以上です。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、本日欠席されております委員から助言について補足のコメント等は受け取っておられますか。

○宮田アセスメント担当課長 本日欠席されました袖野委員、高橋委員、池本委員から、特にコメントは預かっておりませんが、助言事項を記載しておりますので読み上げさせていただきますと思います。

まず最初に、10 ページ下段の村尾組五日市工場採石拡張事業につきまして、水質汚濁で袖野委員から助言をいただいております。「場外に汚濁水は流出していないとのことですが、台風などの大雨の際にも調整池が機能しているとのことでしょうか？ そうであるならば、荒天時も含めて汚濁水が流出していない点を明示したほうが、安全側に運営されていることがわかってよいと思います。また、水質汚濁の項目にも汚濁水が流出していない点を記載したほうがよろしいかと思います」ということです。

続きまして、杉並清掃工場建替事業につきまして、騒音・振動について高橋委員からいただいております。「騒音の測定結果の一部が規制基準値を上回っています。周辺の道路交通騒音など暗騒音の影響が大きいということで仕方がない面はあると思いますが、それを理由に今後の対応がおざなりにならないように注意が必要だと思います。今後、施設内機器のメンテナンス・更新の機会には、可能な限り、低騒音型の機器の導入、施設内での騒音低減対策の実施を検討するように努めてください」という助言をいただきました。

また、廃棄物につきまして、1 つ目、袖野委員からいただいております。「再資源化率

が低いですが、他に対策は検討していないのでしょうか。灰溶融施設の再稼働の見通しはないのでしょうか」というものです。

2つ目、池本委員からいただいております。「145 ページ、灰溶融処理を休止していることで資源化率が予測に比べて大きく下回ることとなりました。今後、より環境負荷の小さい資源化や処理処分の方法を検討してってください」という助言をいただきました。

続いて、2つ目の事業、東武伊勢崎線の連続立体交差事業の騒音・振動についての2つ目、池本委員からいただいております。「生活環境の近傍における工事であり、特に夜間に十分な配慮が求められるように感じました。今後も夜間作業があるのであれば、必要継続対応中の苦情対応があるようなので、引き続き、十分な配慮の上、実施していただけたらと思います」というものです。

また、池本委員から、廃棄物についてもいただいております。「再利用に努められているように感じます。引き続き、環境負荷の小さい工事にしていっていただきたいと思います。アスベストの対応も詳細に記載していただいていたのでわかりやすかったです」というお褒めの言葉をいただいております。

最後、東京港臨海道路中防内5号線等の計画です。これの廃棄物で袖野委員からいただいております。「廃棄物の混在する建設発生土について、「運搬した」とだけ記載されている箇所が幾つかあるが、「運搬して適正に処理・処分した」と最後まで記載すべきではないでしょうか。また、再資源化率が「－」となっていますが、分別して再資源化することなく最終処分しているのであれば、0%と記載するべきではないでしょうか」という助言をいただいております。

今回の助言事項では、事業者の取り組みを評価するコメントも取り上げさせていただいております。評価する助言事項については事業者の回答を求めるものではないと思いますけれども、事務局からお伝えしたいと思います。

説明は以上となります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、12月受理報告に係る事務局から御紹介のあった助言について、本意見を審議会からの助言事項とすることでよろしいでしょうか。特に御発言がないようですので、事業者にも助言事項をお伝えいただくとありがたいと思います。

受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

○齋藤第一部長 1点よろしいですか。

○柳会長 どうぞ。

○齋藤第一部長 事前にお伝えしていなかったのですが、今確認をしてひとつお話ししようというか、コメントをさせていただきたいのですが、西品川一丁目地区再開発計画の事後調査報告書に関するところで、土壌汚染について書かれているところが 78 ページにございます。78 ページに実施状況の記載があるのですが、初め見たときには中身の記載が足りないなと思ったのですが、その一番最後のところに、「工事の施行中、その 1、その 2 において報告済である」というふうに記載されていて、要するに土壌汚染として、ここは鉛が 1 点書いてあるのですが、ほかにどのような項目が、どれくらいの濃度で、どういう範囲で出ているという情報は、その 1、その 2 のほうに出ているという理解でいいのか。それでここで報告済として済ませているということは、そもそもここに載ってくる必要はどこにあったのか。対策をとりましたという話はその 2 のところで終わっている話ではないのかなと思ったのですが、そこは何かございますでしょうか。

○宮田アセスメント担当課長 今の御指摘については、詳細については把握しておりませんので、ただ、疑義が湧くような記載ということですので、齋藤委員からありましたお話につきましては、今日の受理報告の助言事項の中に追記する形で、事業者から回答を求めたいと思います。

○齋藤第一部長 はい、ありがとうございます。

○柳会長 それでは、今整理がありましたように、齋藤委員の意見も追記して事業者にお伝えいただけるとありがたいと思います。

そのほか何かございますか。

それでは、ほかにないようですので、これをもちまして本日の審議会を終了したいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

傍聴人の方は御退場をお願いします。

(傍聴人退場)

(午後 4 時 46 分閉会)